

青森県報

第三千二百七十一号

平成二十二年
八月四日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉政策課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	二
過疎地域自立促進特別措置法による村道に関する工事の施行	(道路課)	二
建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の住所変更の届出	(建築住宅課)	二
漁船保険付保義務の発生	(下北地域民局)	二
公告	(県民生活文化課)	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(新産業都市建設事業団)	三
平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十二年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか一件の要領	(新産業都市建設事業団)	三

告

示

青森県告示第五百十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
とやもり内科小児科クリニック スマイル薬局南郷店 しんまち薬局 よこはま薬局	五所川原市金木町沢部四六八の一 八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇 むつ市新町一〇の一二 パピーコーポ五号室 上北郡横浜町字寺下七五の一	平成三〇・三二 三〇・六三〇 " "

青森県告示第五百十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
医療法人幸生会とやもり内科小児科クリニック スマイル薬局南郷店 しんまち薬局 よこはま薬局	五所川原市金木町沢部四六八の一 八戸市南郷区大字島守字梨子ノ久保二五の一〇 むつ市新町一〇の一二 パピーコーポ五号室 上北郡横浜町字寺下八一の二	平成三〇・三三 三〇・七一 " "

青森県告示第五百十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	本宝薬局 よこはま薬局	所 在 地	青森市小柳六丁目三三の一六 上北郡横浜町寺下八一の一	指定年月日	平成三・八一 "
-----	----------------	-------	-------------------------------	-------	-------------

青森県告示第五百二十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により次のとおり村道に関する工事を行うので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成十二年政令第七十五号）第七条第二項前段の規定により告示する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	福浦川目線	工 事 区 間	下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一 縫道石国 有林八三一 林班ほ小 班内から 下北郡佐井村大字長後字縫道石一の一 縫道石国 有林八三一 林班は小 班内まで	工事の種類	改築（道路改良）	工事の開始の日	平成三・八一 三・八一
-----	-------	---------	--	-------	----------	---------	----------------

青森県告示第五百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から住所を変更する旨の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

区分名称	住 所	構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地	変更年月日
変更前 財団法人 日本住宅 ・木材技 術センタ	東京都港区赤坂二丁目二の一九アド レスビル	東京都江東区新砂三丁目四の二	平成二十二年七月二十九日
変更後 I	東京都江東区新砂三丁目四の二		

青森県告示第五百二十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
むつ市大字関根字前浜四三番地三七 むつ市大字関根字前浜三〇番地 むつ市大字関根字前浜一四番地一	関根浜
四ツ谷 英 巳 村 中 光 嘉 二本柳 邦 博	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十二年八月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十二年七月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふれ愛ブラザあおば

三 代表者の氏名

工藤 志朗

四 主たる事務所の所在地

八戸市下長六丁目二の一〇

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者等の社会的弱者が、地域社会の一員として社会生活を営んでいく上で、社会の理解不足などの多くの制約を乗り越え、自立した生活を送るために就労の場を提供するとともに情報機器をいろいろな面で活かし、豊かな生き方を支援する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

雑 報

青森県事業団公告第三号

平成二十二年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第百八十七回定例会の議を経た平成二十一年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十二年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか一件の要領を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十二年八月四日

青森県新産業都市建設事業団
理事長 三 村 申 吾

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
		円	円	円	円	円	
1 分負担金及び金	1 負担金	7,572,000	7,572,000	7,572,000	0	0	0
2 財産収入	1 財産運用収入	98,000	115,450	115,450	0	0	17,450
3 繰入金	1 繰入金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	0	0
4 繰越金	1 繰越金	12,304,000	12,304,856	12,304,856	0	0	856
5 諸収入	1 預金利子	19,693,000	19,702,217	19,702,217	0	0	9,217
	2 会館管理収入	19,692,000	19,692,000	19,692,000	0	0	0
	3 雑収入	0	310	310	0	0	310
歳入	合計	40,667,000	40,694,523	40,694,523	0	0	27,523

歳 出

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 事業団費		40,667,000 円	29,849,469 円	0 円	10,817,531 円	10,817,531 円
	1 事業団運営費	40,667,000	29,849,469	0	10,817,531	10,817,531
	合 計	40,667,000	29,849,469	0	10,817,531	10,817,531

歳入歳出差引残額 10,845,054 円

平成21年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 事業収入		19,631,000 円	19,633,722 円	19,633,722 円	0 円	0 円	2,722 円
	1 臨海収入	12,682,000	12,683,185	12,683,185	0	0	1,185
	2 市川収入	6,946,000	6,946,724	6,946,724	0	0	724
	3 百石収入	3,000	3,813	3,813	0	0	813
	合 計	19,631,000	19,633,722	19,633,722	0	0	2,722

歳 出

款	項	子 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	子 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事 業 支 出		19,631,000 円	19,624,124 円	0 円	6,876 円	6,876 円
	1 臨 海 事 業 費	12,682,000	12,678,124	0	3,876	3,876
	2 市 川 事 業 費	6,946,000	6,946,000	0	0	0
	3 百 石 事 業 費	3,000	0	0	3,000	3,000
歳 出	合 計	19,631,000	19,624,124	0	6,876	6,876

歳入歳出差引残額

9, 5 9 8 円

平成22年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算 (第1号)

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,151千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,233千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		千円 1	千円 122	千円 123
	1 財産運用収入	1	122	123
3 繰入金		6,815	△5,815	1,000
	1 繰入金	6,815	△5,815	1,000
4 繰越金		1	10,844	10,845
	1 繰越金	1	10,844	10,845
歳入合計		34,082	5,151	39,233

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 34,082	千円 5,151	千円 39,233
	1 事業団運営費	34,082	5,151	39,233
歳出合計		34,082	5,151	39,233

平成22年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算 (第1号)

平成22年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 18,937	千円 7	千円 18,944
	1 臨海収入	11,901	5	11,906
	3 百石収入	3	2	5
歳入合計		18,937	7	18,944

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 18,937	千円 7	千円 18,944
	1 臨海事業費	11,901	5	11,906
	3 百石事業費	3	2	5
歳出合計		18,937	7	18,944

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭